

島根県物産観光館ロゴデザイン募集要領

1. 募集の趣旨

島根県物産観光館は、農林水産加工品、菓子、酒類、伝統工芸品など、幅広く島根県内全域の物産を一堂に展示する施設として、島根県を訪れる観光客はもとより、島根県民にも長年にわたり親しまれてきました。

一方で、同館は、平成4年の開館以降30年以上が経過していることから、令和6年度に施設全館をより一体的に活用して県産品のさらなる魅力発信を図るための改修工事を実施することとしています。

この改修工事にあわせ、島根県物産観光館のロゴデザインを刷新し、あらためて同館のブランディングを図ることとしました。

2. 募集内容

島根県物産観光館が、引き続きバラエティーに富んだ島根県の産品の魅力に触れられる施設として県内外の訪問いただく皆様に愛される施設であり続けるために、親しみやすく、島根県物産観光館をイメージしていただける下記のデザインを募集します。

① ロゴタイプ（文字列）部門

「島根県物産観光館」の8文字のロゴタイプ

② シンボルマーク（図形）部門

島根県物産観光館の特色を象徴するシンボルマーク

- (1) ①・②いずれも単体での使用に加え、①と②を組み合わせ、一体的なロゴマークとしての使用が可能な形状としてください。
- (2) 島根県物産観光館の看板等サイン、ポスターや冊子などの印刷物、ウェブへの展開や館内で配付するレジ袋等への記載を想定し、さまざまなサイズやメディアでの再現性を考慮した造形としてください。
- (3) 使用する配色はプロセスカラー（CMYK）で指定することとし、モノクロ1色での表現も可能な形状としてください。

3. 応募資格

- (1) デザイン業務を行っている企業又はデザイン業務に従事する者に限ります。
- (2) 上記の応募資格は、直近の作品実績の有無に基づいて確認しますので、代表的な作品データ1点を添付してください。
- (3) 実績となるデザイン作品は、グラフィック、プロダクト、エディトリアルなど領域は問いませんが、実際に社会的な場で使用されたものとしてください。

4. 募集期間

令和6年3月18日（月）～令和6年5月3日（金）17：15必着

5. 応募規定

- (1) 応募は1人（または1社）何点でも可能です。ただし、ロゴタイプ部門、シンボルマーク部門それぞれ別に応募してください。
- (2) 受賞作品は、加工または修正を行う場合があります。
- (3) 応募作品は、本件のために独自に制作した未発表のオリジナル作品に限ります。既発表作品や他作品の著作権を侵害するものはすべて無効となり、受賞作品発表後であっても賞を取り消す場合がありますのでご注意ください。主催者において、受賞予定作品に対し先行商標調査および先行意匠調査を行いますが、それにもかかわらず万一問題が発生した場合、主催者は一切の責任を負わず、応募者が一切の責任を負い、その解決を行うものとします。

6. 応募方法

- ・ 下記 URL にアクセスし、「しまね電子申請サービス」よりご応募ください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/bussankan>

- ・ 必要事項を記入の上、作成したロゴタイプ、シンボルマークのいずれかまたは両方のデータ及び作品実績を添付してください。
- ・ いずれもファイル容量は5MB以内、データ形式はJPEG、JPG、PNG、PDFのいずれかとしてください。
- ・ 採用時の最終作品データはaiでご提出いただきますので、フリーハンドで描いた表現であっても、必ずアウトライン化したものをご準備ください。
- ・ 作品実績は応募資格の確認にのみ使用し、他の目的（審査を含む）には使用しません。
- ・ 何点でも応募できますが、1回の申請につきロゴタイプ、シンボルマークそれぞれ1点ずつの応募をお願いします。
- ・ 2点以上応募する場合においても、作品実績は同じものを提出してください。

7. 表彰、審査及び発表

最優秀賞 ロゴタイプ（文字列）部門1点（副賞10万円）

シンボルマーク（図形）部門1点（副賞50万円）

- (1) 審査は、別途設置する島根県物産観光館ロゴデザイン審査会において厳正に行い、最優秀作品を島根県物産観光館のロゴデザインとして使用します。
- (2) 最優秀作品の受賞者本人には、令和6年7月頃に通知します。
受賞作品及び作者の発表は、島根県物産観光館のリニューアルオープンにあわせ、令和7年3月頃、ホームページへの掲載や報道機関等を通じて行う予定です。
- (3) 入賞されなかった方への通知は行いません。

8. 審査の視点

- (1) 島根県物産観光館の特性や募集の趣旨を踏まえたデザインであること。
- (2) 県内外の方に今後長く親しみや愛着を持っていただくことができ、かつ広く使用で

きるデザインであること。

- (3) 高齢者や色覚障がい者の方にとって判別しやすいものとなっていること。また、各視覚広報媒体において、不快感を覚えないものであること。
- (4) その他既存の作品に類似していないデザインであること。

9. 注意事項

- (1) 審査の結果、最優秀賞に該当する作品がない場合は、該当作品なしとする場合があります。
- (2) 応募作品や応募書類は返却しません。
- (3) 応募に係る費用は全て応募者の負担とします。ただし、上記5(3)の先行意匠調査に係る費用は除きます。
- (4) 応募作品の受付については、「しまね電子申請サービス」(denshi-shinsei@e-tumomail.bizplat.asp.lgwan.jp)より申込完了メールが届きます。
申込後にメールが届かないなど、受付確認をする必要がある場合は、応募者本人が下記連絡先まで電話でお問合せください。
- (5) 最優秀賞を受賞するシンボルマークに関する著作権(著作権法27条、著作権法28条の権利を含む)、商標権その他一切の権利は、島根県に帰属し、権利譲渡の対価は賞金をもって充てることとします。また、受賞者はシンボルマークに関する著作者人格権を行使しないものとします。下記(6)、(7)により使用するロゴマークは、島根県名義で商標登録を行う場合があります。
- (6) ロゴマークはデザインの一部を島根県が修正・改変する場合があります。
- (7) ロゴマークは、2.(2)で掲げた用途等で、島根県及び島根県が認める第三者が自由に使用できるものとします。
- (8) 応募の際に入手した個人情報、応募作品及び作品実績の審査、受賞者への連絡及び採用作品の公表等以外への利用及び他者への提供はいたしません。
- (9) 採用決定後に、既に発表されているものと同様又は類似の作品であることが判明した場合は、採用及び受賞を取り消します。
- (10) 賞金は上記7の賞金額から所得税及び復興特別所得税を控除(源泉徴収)してお支払いします。確定申告については最寄りの税務署へご相談ください。
- (11) 募集要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、主催者の判断により決定します。
- (12) 応募をもって本募集要領に同意いただいたものとみなします。

10. お問合せ先

島根県しまねブランド推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL : 0852-22-5646 (平日 8:30~17:15)

E-mail : brand@pref.shimane.lg.jp